

●香川県告示第372号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成28年12月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

綾歌郡綾川町粉所東字浦谷3634の36（国有林）、3634の1、3634の4から3634の9まで、3634の11、3634の12、3634の15、3634の16、3634の20、3634の21、3634の24から3634の26まで、3634の30、3634の34、3634の35、3635の2、3644の4、3645の1、3645の2、3648、字大下3895、3900の1、3902（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3891、3897、3898、字影3890の14（次の図に示す部分に限る。）、3836、3838の1、3838の2、3870の1、3870の2、3870の6、3871の2、3878、3880、3881、3886、3888、3890の1、3890の2、3890の20、3890の22から3890の24まで、3890の26、字唐戸谷4197の9（次の図に示す部分に限る。）、4197の2から4197の8まで、4197の10、4197の11、4197の13、4197の14、4197の17、4197の18、4197の22、4197の24、4197の26、字小谷2936の1から2936の7まで、2936の9、2936の11、字貞重3358の4、3360の2、甲3361の5、字田尾2785の1、2785の2、2785の4から2785の6まで、2785の9、字榎谷3236の22、3236の27、3262、字永富3263、3264の2、3280の1から3280の5まで、3320の1、3320の3、3320の11、字西ノ谷4070の23（次の図に示す部分に限る。）、4069の1から4069の6まで、4069の8、4069の10、4069の12から4069の15まで、4070の1、4070の16、4070の18から4070の20まで、4070の22、字末子所4190から4193まで、4195の6、4195の7、字東川北267の10、字東本谷632の3、字平田1871の5、1871の13、1871の18、1877の2、字孫浦3992の15、3992の17（以上2筆国有林）、3992の1（次の図に示す部分に限る。）、3991の1、3992の6から3992の14まで、3993、3994の1、4001、字廻当4060の1から4060の5まで、字向原985の1、985の2、985の11、字横谷3550の1、3550の3、3555の2、字龍頭谷4066の1（次の図に示す部分に限る。）、4066の2、4067、4068の1から4068の4まで、4068の6、字若狭2992の1から2992の9まで、2993の2、字所西字池ノ奥乙275の1、乙275の3から乙275の5まで、字岡田井乙205の9から乙205の19まで、乙207の2から乙207の4まで、乙207の6から乙207の8まで、字上新名乙188の1から乙188の6まで、字上地頭乙236の1、乙236の18、乙236の19、字萱之道上乙122、乙123の2、字桑内乙255の3、乙255の4、字サス谷乙54の1から乙54の4まで、乙55の2、字相口乙96の4、乙96の9から乙96の11まで、字相口始乙33の2、乙34の2、乙35の2、乙36、字高山乙160、字立石乙143、字西本谷乙32の1、乙32の2、乙32の4、乙32の5、乙32の7、字美ノ谷乙22の1、乙22の3から乙22の8まで、字信常乙212の4、乙223の7、乙223の20（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙212の2、乙212の5から乙212の7まで、乙212の9、乙213の1、乙213の4、乙220の1、乙220の2、乙221、乙222の2、乙222の4から乙222の7、乙222の10、乙222の12から乙222の17まで、乙223の1、乙223の4、乙223の6、乙223の10、乙223の15から乙223の19まで、字一ツ橋乙265の34（国有林）、乙264の1、乙264の3、乙264の4、乙264の9、乙265の1、乙265の2、乙265の4から乙265の8まで、乙265の12、乙265の15、乙265の17、乙265の18、乙265の20、乙265の29から乙265の31まで、乙265の35、乙266の9、乙269の2、字向山乙144の1、乙144の2、字横谷乙168、字吉原谷乙271の1、乙271の3から乙271の5まで、乙271の7、乙271の14、乙271の17から乙271の24まで、乙271の26、乙271の27、乙

271の33、乙272の1から乙272の13まで、乙272の15、乙272の28、乙272の29、乙272の32、乙272の33、乙272の37、乙272の39、乙272の44、乙272の48、乙272の49、乙272の53、乙272の54、乙272の59から乙272の61まで、山田下字才谷1069の1から1069の3まで、1070の1、1082の2、1082の7、1083、1084の1、1084の13、字四十八932の1、932の2、982の1、982の2、字正司118の1、132の1、字城山2375の1、2375の5、2377の1、2377の3、2378、2398の2、2433の1から2433の4まで、2433の6、字松熊279の2、279の4、279の5、317の1、328の1、345の1、346の2、364の1、369の1から369の3まで、377の1、384の2、384の5、384の7、東分字大峯上乙649、乙650の1、字吉谷乙528の1（次の図に示す部分に限る。）、乙528の4、乙528の7から乙528の11まで、乙528の20、乙528の24、西分字青浦乙759の2、乙759の3、乙759の10から乙759の17まで、字牛ノ子堂乙658の1、乙659、乙661の1、字大小屋乙744の2、乙744の8、乙744の21から乙744の24まで、字大空乙702の1、乙702の4、乙702の5、乙702の7から乙702の9まで、乙702の13、字行道乙689の4、字角ケ内乙760の2、乙760の7、乙760の8、乙761の1、乙762、乙763の1、乙764の1、乙767の1、乙767の5、乙772の1、乙772の2、乙772の5、乙773の2、乙773の7、字常清乙472の11、乙472の12、乙472の15、乙472の17、乙472の23、乙472の24、字西谷乙620の1、乙620の8、乙621の1、乙622、乙623の1、乙623の2、乙623の5、乙623の6、字西開乙609の11、乙609の14、乙609の15（以上3筆国有林）、乙599の2、乙605の2、乙609の3、乙609の12、乙609の13、乙609の16から乙609の20まで、乙617の1、乙619の1、乙619の9、乙619の23から乙619の27まで、字東開乙577の2、乙578、乙579の2、乙579の4、乙580の2、乙580の6、乙580の8、乙580の9、字本曲木乙637の11、乙639の3、乙639の4、乙642の3、乙642の11、乙642の12、字曲木乙648の2、乙649の1、乙649の7から乙649の10まで、乙652の1、字山ノ上乙756の3（国有林）、乙754の2、乙755の2、乙755の4、乙755の6、乙756の1、乙756の2、乙756の4、字横倉乙556、乙557の1、乙557の6、羽床上字兜2237の4、字長谷2040の5から2040の7まで、字安帽子2039の10、2039の12、千疋字土橋竹谷1394（次の図に示す部分に限る。）、乙341の7、乙341の13、乙341の14、4341の4

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び綾川町経済課に備え置いて縦覧に供する。）